

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査関係事務取扱要領 新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

改正後 (H27.9.1施行)	現行	備考
<p>1. 関係書類</p> <p>1.1 一般事項</p> <p>1.5 国際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.5 国際大気汚染防止証書 (IAPP 証書) (P146)</p> <p>1.5.5 国際大気汚染防止証書の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(3) 追補の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(4) 1.4 船の長さの欄については、「—」を記入すること。<u>ただし、長さ 24m 以下であって、NOx3 次規制の対象外となる船舶においては長さを記入する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(x) 2.2.1 のうち第 13 規則 2.2 又は第 13 規則 5.2 に基づく二次基準の欄については、<u>国際大気汚染防止原動機証書 (EIAPP 証書) 1.9.5 において、当該規則に基づき、第 13 規則 4 が選択されている場合にあっては、×印を記入すること。それ以外の場合にあっては、一印を記入すること。</u></p> <p>(y) 2.2.1 のうち第 13 規則 5.1.1 に基づく三次基準の欄については、<u>国際大気汚染防止原動機証書 (EIAPP 証書) 1.9.5 において、第 13 規則 5.1 が選択されている場合にあっては、×印を記入すること。それ以外の場合にあっては、一印を記入すること。</u></p>	<p>1. 関係書類</p> <p>1.1 一般事項</p> <p>1.5 国際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.5 国際大気汚染防止証書 (IAPP 証書) (P146)</p> <p>1.5.5 国際大気汚染防止証書の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(3) 追補の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(4) 1.4 船の長さの欄については、<u>当面の間、「—」を記入すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(x) 2.2.1 のうち第 13 規則 2.2 又は第 13 規則 5.2 に基づく二次基準の欄については、<u>当面の間、一印を記入すること。</u></p> <p>(y) 2.2.1 のうち第 13 規則 5.1.1 に基づく三次基準の欄については、<u>当面の間、一印を記入すること。</u></p>	<p>MEPC. 251 (66)</p> <p>NOx3 次規制対応</p>
<p>(P156)</p> <p>国際大気汚染防止証書の追補</p> <p>1.4 船の長さ</p> <p>Length (L) metres _____</p>	<p>(P156)</p> <p>国際大気汚染防止証書の追補</p> <p>1.4 船の長さ</p> <p>Length (L) metres _____</p>	<p>MEPC. 251 (66)</p> <p>NOx3 次規制対応</p>
<p>附 則</p> <p>この通達改正は、平成 27 年 9 月 1 日から適用する。</p>		